



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

826 和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(総合防災課)..... 1
827 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 3
828 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( " )..... 4
829 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	( " )..... 4
830 "	( " )..... 5
831 "	( " )..... 5
832 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課)..... 5
833 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	( " )..... 6

### ○ 公告

入札公告	(総合防災課)..... 7
------	----------------

### ○ 正誤

平成22年7月30日付け和歌山県報第2179号和歌山県告示第815号中	..... 10
-------------------------------------	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第826号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 業務内容

和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託

#### 2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの資格を満たすものであること。

(2) 平成22年4月1日から起算して過去10年以内に、国及び地方公共団体が発注した事業であつて、多重無線設備の新設、更新、移設又は増設に係るいずれかの事業実績を1件以上有する者で、その成果が適正であると評価されたものであること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(3) 担当技術者のうち少なくとも1名は、電波法(昭和25年法律第131号)に基づく第1級陸上特殊無線技士(相当以上)の無線従事者免許を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

### 3 資格審査申請書及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の（3）に掲げる資格を証する書類の写し

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書面の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(3) （1）のアからオまで、シ及びセに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成22年8月10日（火）から同月17日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成22年8月20日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間

平成22年8月23日（月）から同月25日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の受付場所

〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地

和歌山県総務部危機管理局総合防災課 和歌山県庁南別館3階

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成22年9月3日（金）までに通知する。た

だし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) この一般競争入札について参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成22年9月13日（月）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成22年9月17日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第827号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）松源和歌山インター店  
和歌山県和歌山市田屋字南大人神102-1番他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 桑原一良  
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 桑原一良  
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号  
その他2店舗未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,602㎡
- 6 駐車場の収容台数  
234台
- 7 駐輪場の収容台数  
50台
- 8 荷さばき施設の面積  
424㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
25㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成22年7月30日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年8月10日から同年12月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第828号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート和歌山北バイパス店

和歌山県和歌山市平井154

- 2 意見の概要

特になし

- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第829号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田天王1364番地の1

- 2 意見の概要

特になし

- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第830号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート紀の川井飯店

和歌山県紀の川市下井阪597番地

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第831号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン貴志川ショッピングセンター

和歌山県紀の川市貴志川町大字神戸野手218

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第832号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成22年8月31日から平成23年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

平成22年7月16日から同年8月10日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第833号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成22年8月10日

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## (2) 期間

平成22年8月31日から平成23年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む又は破砕すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成22年7月16日から同年8月10日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

---

**公 告**

---

**入札公告**

和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成22年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成21年度

- (2) 調達業務の名称  
和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託
  - (3) 業務委託の内容  
入札説明書による
  - (4) 事業場所  
和歌山県内
  - (5) 契約期間  
契約締結日から平成23年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成22年和歌山県告示第826号に規定する和歌山県ヘリコプターテレビ伝送中継システム無線系設備及び付帯設備整備業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
  - 3 契約条項を示す場所及び日時  
平成22年8月10日（火）から同月17日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で提示する。
  - 4 入札説明書を交付する場所及び日時
    - (1) 入札説明書は平成22年8月10日（火）から同月17日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で交付する。
    - (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成22年8月20日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。回答については、平成22年9月3日（金）までに全員にファクシミリ又はメールにて回答する。
  - 5 書類等の配布及び受付の場所  
〒640-8262  
和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地 和歌山県庁南別館3階  
和歌山県総務部危機管理局総合防災課  
電話番号 073-441-2262（直通）  
ファクシミリ番号 073-422-7652  
メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp
  - 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
    - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
      - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地  
和歌山県庁南別館2階 防災会議室201（記者室）
      - イ 入札日時  
平成22年9月21日（火）午後1時30分から
      - ウ 開札場所  
アに同じ
      - エ 開札日時  
イに同じ
    - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
    - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成22年9月21日（火）午前11時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。



## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合においては、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムと契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが上記の無効とする入札に該当するときは、入札を無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地 和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2262 (直通)

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Installation of Ground Facilities except Television Equipment for Television System from Helicopter Camera in Wakayama Prefecture

(2) Date/time of tender :

1:30p.m., 21 September 2010 (Deadline for bids submitted by mail ; 11:00a.m. 21 September 2010)

(3) Contact point for the notice :

Comprehensive disaster prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2262

正 誤

正 誤

平成22年7月30日付け和歌山県報第2179号和歌山県告示第815号中

ページ	行目	誤	正
7	上から3	字保田147-1	字保田148-1